

## 条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十一号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 八$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 二$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 二$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の $\circ \cdot 四$ グラムをもつて紙巻たばこの $\circ \cdot 五$ 本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの $\circ \cdot 五$ 本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ  
当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第

七十二号) 第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第三十三条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第三十三条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第三十三条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第三十三条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、改正後の条例」を「は、埼玉県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第二十一項の表以外の部分中「第十五項」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十二項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十三項の項中「平成三十一

年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十五項の項中「平成二十八年四月一日」の下に「から同年十二月三十一日まで」を加え、「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第十一項の規定 平成三十一年十月一日

二 第三条中埼玉県税条例第三十三条の三第三項及び第三十三条の四の改正規定並びに附則第十二項から第十九項までの規定 平成三十二年十月一日

三 第三条中埼玉県税条例第二十五条の改正規定及び次項の規定 平成三十三年一月一日

四 第四条及び附則第二十項から第二十七項までの規定 平成三十三年十月一日

五 第五条及び附則第二十八項の規定 平成三十四年十月一日

### (個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十五条の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

### (県たばこ税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

4 平成三十年十月一日前に埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等(同条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第一号に規定する製造たばこ(埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第九項において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。))又は地方税法等改正法第一条の規定による改正後の地方税法(次項第一号及び附則第十三項において「新法」という。)(第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者(以下「小売販

売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号、附則第十四項第一号及び附則第二十二項第一号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

6 附則第四項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

7 附則第五項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

8 附則第四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下この項において「新条例」という。)第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定

を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三條の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三條の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第四項
第三十三條の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第四項
第三十三條の九の二第一項	第三十三條の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三條の八の規定に準じて、同條の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三條の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

10 附則第四項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十年十月一日から平成三十一年四月一日までの間に限り、埼玉県税条例第四條第二項第三号の規定にかかわらず、附則第五項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

- 一 附則第五項の規定により提出された申告書の受理に関する事務
- 二 調査に関する事務

11 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

12 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

14 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

15 附則第十三項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

16 附則第十四項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額

を納付書によって納付しなければならない。

17 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「平成三十二年十月新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第十三項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 附則第十三項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、

次に掲げるものについては、平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十四項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十四項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

20 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

21 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

22 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

23 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、



知事に提出されたものとみなす。

24 附則第二十二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

25 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「平成三十三年新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十一項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十一項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十二項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

26 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十一項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行

規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

27 附則第二十一項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十三年十月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第二十二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第二十二項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

28 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。